

～長時間労働の削減と年次有給休暇の取得を推奨～

取組による効果

- ・ただ忙しく仕事をしているという状態から、メリハリをつけて仕事をすることができるようになり、年次有給休暇の申請時においても、事前に規則に則って申請できるようになっています。
- ・職場環境整備を強力に推進する中、自発的な取組の提案がされるようになりました。例えば、環境整備のためにどのような掃除用品が必要であるかを従業員間で検討し、それを購入するために会社に予算を求めるように提案がなされたりしました。経営に積極的に参画している自覚が生まれ、自分の業務への自発的な取組も見られるようになりました。

従業員の意見

- ・水曜日は定時に帰れるという期待感から、水曜日の朝は笑顔の従業員が多く、挨拶も活発に交わされ一日の良いスタートが切れています。その効果は、朝の笑顔に留まらず、一日を通して意欲的に仕事に取り組んでいることはもちろんですが、どうやったら定時までに終わるかを考え、工夫をしながら仕事をするという考え方が、ほかの平日にも波及して、ひとつの意識向上のサイクルが出来上がったように思います。
- ・共働きなので、家族と食事をするのは日曜日ぐらいしかありませんでしたが、ノー残業デーの水曜日は早く帰って家族と食事をする日と決めたところ、家族が、私が思う以上に喜んでくれて、それをきっかけに前以上に家族との時間、会社での時間を大切にするようになりました。これはほんの一例ですが、ONとOFFのメリハリをつけることで相乗効果が生まれて、家庭も仕事もバランスよく回っているように思います。



※東京都では、誰もが人生・生活をもっと大切にすべきであると考え、ワークライフバランスの「ワーク」と「ライフ」をあえて逆にして「ライフ・ワーク・バランス」を推進してまいります。
ただし、このリーフレットにおいては、認定企業が使用する文言についてはワークライフバランスという文言をそのまま使用しています。

働き方を見直すいきいき職場を応援！
ライフ・ワーク・バランスフェスタ東京 2018
Life Work Balance Festa Tokyo 2018



～長時間労働の削減と年次有給休暇の取得を推奨～

株式会社 FIS





株式会社 FIS

会社概要

会 社 名	株式会社 FIS
代 表 者 名	代表取締役 渡邊 圭介、河田竜弥
創 立 (創 業)	平成18年
所 在 地	新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階
TEL / FAX	03-6911-2094 / 03-6911-2095
従 業 員 数	36名(うち正社員25名)
U R L	http://flex-ins.co.jp/

事業内容

・少額短期保険業

目的・理念

「全従業員の「物心両面の満足度」の徹底追及」

弊社は、日本一の少額短期保険会社となることを目指す姿として掲げています。そのためには、弊社で働く従業員がいきいきとしていなければなりません。また、職場は女性中心であることから、女性が結婚や出産で職を失うことがないように環境整備に努めてまいります。



～長時間労働の削減と年次有給休暇の取得を推奨～

取組内容

ノー残業デーの実施

・平成27年4月より毎週水曜日をノー残業デーとしてスタートしました。さらに同年10月からは毎週金曜日もノー残業デーに追加しました。しかし、徹底することができず、サービス残業を招く状態となっていました。そこで、平成28年4月より、毎週水曜日をノー残業デーと改めて定義し、終業時刻18時に対して18時15分には退社することとしました。社長を中心に役員や管理職が仕事の段取りを徹底的に指導し、成果を上げるに至っています。

業務の見直し

- ・各部署で朝礼を実施することで、全員で仕事の優先度を共有しています。
- ・全体会議について、今までは月次・週次と実施していましたが、月次のみに集約しました。空いた時間でコンプライアンス研修を実施したり、業務の割り振りの見直しを実施し特定の人に業務が集中しないように努め、日常業務の効率化に努めています。
- ・多くの人員で業務分担をすることから、業務のマニュアル化を推進し、誰でも業務に従事できるように取り組んでいます。また、マニュアル化を推進することで、一人の従業員が様々な業務に従事できるように取り組んでいます。
- ・会議時間は60分以内とし、効率的で密度の濃い会議を運営できるように取り組んでいます。会議中は、15分毎にタイマーを鳴らして時間厳守の意識を醸成しています。

年末年始の年次有給休暇取得推進

- ・金融機関は通常12月31日～1月3日までしか休業日がないことが一般的ですが、弊社では緊急対応が必要な事故受付コールセンター以外の部署については、12月30日を休業日としました。また、12月29日と1月4日を休暇推奨期間とし、業務に余裕のある従業員に対しては、まとまった休暇を取得するよう推進しています。

